



マイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか？

マイナンバーカードを申請した人に「マイナンバーカード交付通知書(はがき)」を送付していますが、まだカードを受け取られていない人がいます。早めにお受け取りください。

マイナポイントの申し込み手続き期限が延長されました

マイナポイントの申し込み手続き期限が「令和3年9月末」から「令和3年12月末」までに延長されました。まだ申し込みをされていない人は、お早めに手続きをしてください。令和3年4月末までにマイナンバーカードの申請をした人が対象です。



マイナンバーカードが10月から健康保険証として利用できるようになりました



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用する場合は、マイナポータルでの事前登録が必要となります。

申請方法は
こちらから



Check!
2

公的な身分証明書にもなる! マイナンバーカードは 顔写真付き!



マイナンバーカードの券面にはあなたの顔写真が入るため、身分証明書として官民間わず広く使うことができます。マイナンバーの確認と身元確認がこのカード1枚でOK!裏面のICチップには電子証明書(オンラインで個人を認証する機能)も搭載しています。

